

北の峰

発行所
北海道合同法律事務所
札幌市中央区大通西 12 丁目
☎ (011) 231-1888
HP アドレス: <http://www.hg-law.jp/>
発行責任者/川上 有

1月7日(月)より
業務を開始
します



「地球人生」(油彩)、奥井登代



今年のみなさまにとってどのような年になるでしょうか。いや、それよりも、みなさまはどのような年にしようとお考えでしょうか。

北海道は昨年九月六日に震度七を記録した北海道胆振東部地震に見舞われました。全国のみなさまから寄せられたお見舞い

や励まし、そして、復旧、復興のご支援に改めてお礼申し上げます。

被災地は未だ復旧、復興の途上にあります。どうしても触れておこなうにはならないのが、被災後全道に及んだブラックアウトのことです。北海道電力の経営効率だけを考えたあまりに偏った電源立地と、それを許し

てきた北海道による人災であることは明白です。ところが、被災後、道民の前に姿を現した知事が最初にしたのは「節電」のチラシ配りでしたし、泊原発の再稼働を止めようとしませんでした。道民のいのちと暮らしを蔑ろにするような知事ご免です。こんな知事が国政に転じようとする事も許せません。

目を転じて国政はどうでしょうか。沖縄知事選で示された県民の意思だけでなく、手続的常識さえ無視して力づくで辺野古基地建設を強行し続けていることだけみても、やりたい放題の「アベ政治」の傍若無人さは極まっています。このまま九条をはじめとする憲法改悪に突っ走ろうというのですから、一刻も早く「アベ政治」を終わらせなければなりません。

今年には統一地方選挙と参議院選挙が予定されています。地方政治においても、国政においても審判を下す年です。大きな政治の転換には小異を捨てて大同につくことが不可欠です。私たちもそのような変革のためそれぞれの持ち場でみなさまと共に全力を尽くす年とする決意です。今年もよろしくお願い致します。

二〇一九年一月
北海道合同法律事務所一同

風雲急を告げる憲法改正問題

弁護士 池田賢太

これまでの慣例を無視してまで憲法審を動かす安倍政権

二〇一八年一月二九日、衆議院の憲法審査会は、与野党の合意がないままに開催されました。行われたのは与野党との交代です。これまで与野党との合意を重視してきた中谷元氏らが辞任し、安倍首相に近い新藤義孝氏が新たに幹事に就任しました。わずか二分の会議です。

これまで憲法審査会は与野党一致の原則のもとに運営が行われてきました。二〇〇七年に憲法審査会が設置されて以降、これまで築き上げられてきた慣習が破られたのです。わずか二分ですが、されど二分です。

自民党は憲法改正四項目を打ち出している

この原稿は、二〇一八年二月四日に書いていたのですが、六日の憲法審には自民党の改憲四項目が議題にという報道もあり

見えてきた光景です。自民党は、二〇一八年三月二五日の党大会を前に改憲四項目の条文イメージを発表しました。イメージとはいえ、政権与党が衆参両院で三分の二を占めている状況で示されたことは深刻に受け止めなければなりません。

自民党の改憲四項目の条文素案は、憲法九条の二の新設による九条改正、緊急事態条項、参院「合区」解消問題、教育の充実の四つです。これら四つはそれぞれ重大な問題を含むものです。室蘭工業大学の清末愛砂先生たちとともに、『自民党改憲案にどう向き合うか』（二〇一八年、現代人文社）を上梓しました。詳しくはこちらをご参照ください。

二〇一九年夏の参院選までが一つの山場

二〇一九年夏の参院選までが一つの山場

憲法改正には、国会による発

議が必要です。国会の発議には、各議院で三分の二以上の賛成が必要です。現在は衆参両院で改憲派が三分の二を超える状況ですが、二〇一九年には参議院議員通常選挙が予定されています。ここで改憲派の議席を減少させることができれば、国会発議ができなくなります。その意味で、夏の参院選までが一つの山場ということができるといえます。

このか、という問題と一体です。憲法九条があるから平和主義があるのではなく、平和のうちに生きたいという私たちの思いがあるから憲法九条の平和主義に結実したのです。改憲手続法にも問題は多くあります。最低投票率の問題、有料CM規制の問題、犯罪構成要件が不明確という問題などなど、解決すべき問題も多々あります。

また、二〇一九年は四月に統一地方選挙、五月に天皇の代替わりなどがありますので、実質はもつと早い段階で憲法改正が国会で重要な問題となるでしょう。二〇一九年は二月二十八日に通常国会が召集される予定です。二〇一八年の臨時国会では憲法改正案提示は断念という報道もありましたが、まったく油断はできません。憲法審査会では、改憲手続法（国民投票法）の問題も議論しなければなりません。先に述べた強行開催は、改憲派が国会で三分の二を占めている今のうちになんとしても改憲をという執念が見え隠れします。

しかし、最終的には国民投票によることとなります。憲法審査会に原案を提出させない、国会で発議させない、そして最終的には国民投票で改憲案を退ける。様々な段階で勝負をしなければなりません。いずれの時点にも、主権者としての覚悟が問われます。私たちはいかなる社会で生きたいのか、という覚悟です。

主権者としての覚悟を決める

憲法改正の問題は、私たち主権者がどのような社会で生きた

私は、あらゆる暴力から解放された社会で生きたいと思います。私も、あなたも、かの国の友人も、皆が暴力から解放された社会です。そのために、必要なものは九条か軍隊か。その選択をするのは、主権者である私たち一人ひとりです。憲法の意義とともに学び、広めていきましょう。



新人看護師過労自死事件 労基署が不支給決定を自庁取消

弁護士 長野順一

二三歳で自ら
命を絶った綾さん

KKR札幌医療センターの新人看護師であった杉本綾さんは、二〇一二年二月二日、遺書を残し、二三歳の若さで自死しました。

綾さんは、毎日昼休みもほとんどとれない状態で仕事をし、時間外勤務をして帰宅した後、さらに自宅で翌日の仕事のための準備（いわゆる「シャドーワーク」）をしていました。しかし、この病院では、綾さんのこのような長時間の過酷な時間外勤務に対して、時間外手当すら支払っていませんでした。

綾さんの遺書には「誰に助けを求めればいいのか、助けてももらえるのか全然わからなくて、考えなくていいと思ったら幸せになりました。甘ったれでごめんなさい。」と書かれていました。



杉本綾さん



理不尽な 労災不支給決定

札幌労働基準監督署は、綾さんが亡くなる前、うつ病を発病していたこと自体は認めたものの、過重労働などの心理的負荷については、時間外勤務を一部しか認めず、心理的負荷も「弱」であったなどとして、労災と認めず、その後審査請求、再審査請求でも、この不当な判断は変更されませんでした。そのため、綾さんのお母さんは、不支給決定の取消を求めて札幌地裁に提訴。裁判では、国も、綾さんが行っていたシヤ

「自庁取消」 逆転認定へ

そのような中、二〇一八年二月二六日に、労働基準監督署は、労災不支給処分を自ら取消し（これを「自庁取消」というようです）、労災と認定して支給決定を行いました。綾さんが、昼休みもまともにとれていなかったことや連日行っていたシヤドーワークを労働時間と認定し、月一〇時間を超える時間外労働をしていたもので労災認定基準に該当すると判断したものです。

労災認定実務に 問題はなかったか？

労働基準監督署が自ら行った不支給処分を、自分で取消するというのは、異例です。処分庁が、自ら行った処分について、あらためて謙虚に事実を調査し、処分の誤りを正すという姿

勢自体は評価できます。しかし、他方で、労働基準監督署が綾さんの業務実態を正しく把握していれば、もっと早い段階で労災と認定することは可能であったはずであり、従前の調査は著しく不十分であったといわざるをえません。

このために遺族が長年にわたりどれほど多くの苦難を強いられてきたかを考えると、誤りを自ら正したからそれでよしとするわけにはいきません。認定手続において労働実態に迫る真摯な調査がなされることが必要です。

また、KKR札幌医療センターに限らず、医療現場で働くひとたちは慢性的に業務過重の状態にあります。とりわけ、新人の看護師や職員の、肉体的・心理的負担は深刻です。今回の決定をきっかけに医療現場の労働環境が根本的に改善されることを願わずにはいられません。



植村一事一件一報一告

弁護士 小野寺信勝



不当判決と言うほかない

二〇一八年一月九日、朝日新聞元記者植村隆氏が、自身の書いた慰安婦の証言記事を「捏造」と繰り返し非難する櫻井よしこ氏及び週刊新潮、週刊ダイヤモンド、WILL発行の出版三社に損害賠償や謝罪広告等を求めた名誉毀損裁判で、札幌地

裁（岡山忠広裁判長）は請求の全てを棄却したのだ。

植村氏は一九九一年に元慰安婦である金学順氏の証言を記事にした。櫻井氏はこの記事が「捏造」であると攻撃してきた。櫻井氏の言説の一部を紹介する。

「過去、現在、未来にわたって日本国と日本人の名誉を著しく傷付ける彼らの宣伝はしかし、日本人による『従軍慰安婦』捏造記事がそもそもの出発点になっている」「植村隆氏の署名入り記事である」（雑誌WILL二〇一四年四月号）

ところで、なぜ櫻井氏は植村氏の記事を「捏造」と断定するのか。その出発点となったのが一九九一年八月一日付朝日新聞大阪版の以下の記事である。

「思い出すと今も涙 元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀 重い口開く【ソウル一〇日】植村隆】日中戦争や第二次大戦の際、『女子挺身（てい）身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた

『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり『韓国挺身隊問題対策協議会』（尹貞玉・共同代表、一六団体約三〇万人）が聞き取り作業を始めた。」

これが「捏造」批判の対象となっている記事の一つである。

その主な論拠は、勤労動員する「女子挺身隊」と無関係の従軍慰安婦とを意図的に混同させて日本が強制連行したかのような記事にしたというものである。

また、植村氏の妻が韓国の太平洋戦争犠牲者遺族者の常任理事の娘であることがその動機とされた。

しかし、植村氏が記事を書いた当時、韓国では「挺身隊」という言葉は「慰安婦」を意味し、日本のメディアもそれを踏襲していた。また、親族関係を以て捏造の動機とすることは邪推という他ない。

札幌地裁、「捏造」が真実とは認定せず

札幌地裁の判決は、植村氏の

「捏造」を認定することはなかった。ところが、

櫻井氏は金学順氏が日本政府を訴えた訴状等の記載から、継父によって人身売買された女性であることを信じ、原告の妻が太平洋戦争犠牲者遺族会の幹部の娘であることから植村氏の本件記事の公正さに疑問を持って、原告が事実と異なる記事を敢えて執筆したこと、つまり「捏造」したと信じたことには理由があると判断したのである。

杜撰な調査を無批判に

裁判の過程で、櫻井氏は植村氏だけでなく朝日新聞や金学順氏をはじめ元慰安婦等に取材を行っておらず、捏造の論拠とした資料に多くの誤読があるなど、事実調査の杜撰さも明らかになった。

ジャーナリストは取材を尽くして事実として表現をする。そ



の言葉は常に責任を伴い、だからこそその言葉は信頼される。

昨今、フェイクニュースが問題になっていくが、札幌判決を敷衍すれば、嘘でも杜撰な調査で信じてさえしまえば無責任な表現が横行してしまう。このような判決は決して受け入れることはできない。不当判決を覆すべく控訴審でも徹底的に闘う。

一事一件 報一告一



1 HIV感染不告知を理由に内定取り消し、社会福祉法人を提訴

弁護士 加藤文晴

HIVに感染した社会福祉士の男性が、面接時にHIV感染の事実を告げなかったこと等を理由として、道内の病院から内定を取り消されました。

男性は、かかる内定取り消しは違法無効であるとして、同病院を経営する社会福祉法人に対し、慰謝料等の支払いを求めて提訴しました。

厚生労働省のガイドラインでは、HIV感染を理由として、解雇や、その他労務管理上不利益に取り扱うことを禁止しています。

しかもこの病院は、男性が過去に通院した際のカルテを参照し、そこから男性がHIVに感染している事実を知って、内定取り消しをしています。これは、個人情報目的の再利用にあたり、個人情報保護法にも反しています。

HIV/AIDSはもはや「死の病」ではなく、医学的には慢性疾患の一つと考えられています。それにもかかわらず、未だ社会の偏見は根強く、このような差別や偏見を無くしていくことが、本件訴訟の最大の目的です。



2 生活保護引下げ訴訟と新たな生活保護の引き下げ

弁護士 渡辺達生

二〇一三年から三年間にわたって平均で六・五%の生活扶助基準の引き下げが行われ、それについて、全国二九都道府県で、一〇〇〇人余りの原告が、裁判を戦っています。この引き下げは物価の下落が最大の理由でしたが、実際には下落はしていないことを裁判で明らかにしてきました。

にもかかわらず、安倍政権は、二〇一八年から三年にわたって平均で一・八%の生活扶助基準の引き下げを強行しています。生活扶助基準は、生活保護利用者の生活費に直結しているだけでなく、多くの社会保障の基準と密接に結びついており、様々な社会保障の引き下げに直結します。札幌の生活保護基準引下げ訴訟もこの一年は結審に向けてピッチを上げていきます。格差と貧困の連鎖を断ち切るためにも、ご支援をお願いします。

北海道胆振東部地震から四カ月 震災法律相談を担当して

弁護士 山田佳以

二〇一八年九月六日に発生した北海道胆振東部地震で被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

地震後、被災地の甚大な被害が連日報道され、自分に何かできないかと焦燥感を感じ、被災地の避難所で札幌弁護士会主催の無料法律相談に参加しました。

地震直後のむかわ町や安平町では、建物が崩れていたり、建物が解体されていたり、道路の隆起・亀裂など自然災害の脅威を目の当たりにしました。お話しを伺うと、多くの方が、片付け作業に追われるなかで、生活再建への不安を抱えていました。そこで、受けられる支援制度を具体的にアドバイスすることが希望になればと考え、災害関連の法律や制度について情報を集め、丁寧に正しく伝えることを心がけました。

また、報道もされましたが、札幌市内でも認可保育園の建物が損壊し閉園することに伴い園児らが転園を余儀なくされました。その手続が拙速で説明が不十分であったため保護者や園児らには不安と混乱が広がっているとのご相談を受けました。同じ保育園児を持つ親として何かできないかと思い、当事務所の弁護士数名で代理人となり交渉に同席し、札幌市と園の運営主体に対し適切な対応と十分な説明を求め、保護者と園児が少しでも納得し安心して転園できるよう努めました。

札幌市中心部では地震の影響も薄れ平静を取り戻しましたが、まだまだ被災地では避難生活を強いられる方もいます。災害を機に、自然災害被災者債務整理ガイドラインの登録支援専門家に登録し、弁護士会の災害対策本部の本部員となりました。今後も継続して被災された方に寄り添い、力になれることを探して行きたいと思っています。

事務所相談日のご案内

■相談時間	月曜相談	13:00～16:20
	水曜相談	13:00～16:20 18:00～20:00
	金曜相談	9:20～12:00
	土曜相談	13:00～15:00
	(電話受付平日 9:15～17:15)	

■相談料 初回相談料 **無料** (40分)

■相談の申込・予約の方法

TEL011-231-1888
http://www.hg-law.jp/

北海道合同法律事務所

検索



相談の申込は、お電話またはホームページにてご予約をお願いします。また、ご予約の際には、お名前、ご連絡先、簡単な相談内容をお聞かせしています。

※お電話による法律相談はお受けしておりません。なお、上記相談時間以外での相談をご希望される方もお気軽にお問い合わせください。

画家紹介

奥井登代 (おくい・とよ) さん

表紙作品タイトル／

「地球人生」

油彩 制作年 2016年



【略歴】

大阪出身、北大卒業後、北海道立衛生研究所に勤務。退職後趣味で絵画教室に通い、全道展に入選。23年前に画家を目指していた19歳の息子を交通事故で亡くした後、遺した絵を展示するギャラリーを2003年に開設。

若い音楽家を応援するOKUI MIGAKUギャラリーコンサートを北海道教育大の阿部博光教授をコーディネーターに開き、2018年12月には116回を迎えた。

OKUI MIGAKUギャラリー
〒060-8711
札幌市中央区旭ヶ丘5-6-61
Tel, FAX 011-521-3540
http://www.okui-migaku.or.tv/

編集後記

今年は、選挙の年ですね。4月に統一地方選挙、夏には参議院議員選挙があります。もしかしたら、衆議院議員選挙も!? という話もちらほら聞こえてきます。皆さんの思いを届けるため、ぜひ投票に行きましょう。

5月に元号が変わりますね。変わるたびに覚えなければなりません……。もう西暦だけでいいのではないのでしょうか。



弁護士

笹森学の 書評コーナー

おかざき真里 小学館

『阿・吽』

奈良から平安時代に活躍した我が国仏教界の2大スーパースター、「最澄」と「空海」の交錯を描く傑作歴史ロマン。「阿・吽」とは「宇宙の始まりと終わり」という意味。言わずと知れた天台宗の開祖・最澄と真言宗の開祖・空海が、乱世の時代に、仏教を手に、互いに切磋琢磨して「世のため人のために」血と汗と涙を流すその生き様を、おかざき真里が流れるような華麗なタッチで描いて見せる。日本史の数行でしかお

目にかかったことのない最澄と空海を知ることができて新鮮。と同時に、2人が、同時代に、それぞれ違った思想と行動で純粹に人々を救済しようと苦闘奮闘する姿に、感動を禁じ得ない。「人は誰でも仏になれる」(by 最澄)、「人は生きながらに仏になれる」(by 空海)。静の最澄と動の空海。比叡山延暦寺の最澄と高野山金剛峯寺の空海。求道するお坊さんの闘いに目が離せません。

